

佐賀県告示第 88 号

佐賀県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例（平成 26 年佐賀県条例第 87 号。以下「条例」という。）第 11 条第 1 項の規定により、平成 30 年 3 月 10 日、次の知事指定薬物の指定は失効する。

平成 30 年 3 月 9 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 失効する知事指定薬物の名称

- (1) 化学名 N - (4 - フルオロフェニル) - N - (1 - フェネチルピペリジン - 4 - イル) イソブチルアミド (通称名 : 4F-iBF、4-FIBF、4-Fluoroisobutyryl fentanyl) 及びその塩類
- (2) 化学名 N - (4 - クロロフェニル) - N - (1 - フェネチルピペリジン - 4 - イル) イソブチルアミド (通称名 : 4Cl-iBF、4-Chloroisobutyryl fentanyl) 及びその塩類
- (3) 化学名 N - (1 - フェネチルピペリジン - 4 - イル) - N - フェニルテトラヒドロフラン - 2 - カルボキサミド (通称名 : Tetrahydrofuranyl fentanyl、THF-F) 及びその塩類
- (4) 化学名 N - (2 - メトキシベンジル) - N - メチル - 1 - (4 - メチルフェニル) プロパン - 2 - アミン (通称名 : 4-MMA-NBOMe) 及びその塩類
- (5) 化学名 1 - (3 , 5 - ジメトキシ - 4 - プロポキシフェニル) プロパン - 2 - アミン (通称名 : 3C-P) 及びその塩類

2 失効の理由

当該知事指定薬物が条例第 2 条第 6 号に掲げる薬物に該当するに至ったため

3 罰則の適用

この指定の失効前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。